

中井町分別収集計画

令和 7 年 6 月

中井町分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省庁で定めるものの量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	4
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	5

中井町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は、可燃ごみの焼却並びに不燃ごみの処理処分を近隣の大井町、松田町とともに構成する足柄東部清掃組合によって行っている。しかし、近年ごみ排出量の増大により埋立処分への負担が増大し、将来的な最終処分場の確保は非常に困難なものとなっており、埋立処分を主としたごみ処理から、ごみのリサイクルを主としたごみ処理への転換を進めてきた。

本計画は、このような状況のなか容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、現在本町の実施する資源化ごみの分別収集の更なる促進と、その効果による最終処分量の削減を目的に、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分地をはじめとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、廃棄物循環型社会を形成するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制と再使用、リサイクルを主とした循環型社会の構築
- ② 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ③ 町民・事業者・行政が一体となった排出抑制、資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5ヶ年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器・スチール製容器・ガラス製容器（無色・茶色・その他）・牛乳パック・ダンボール・紙製の箱・ペットボトル・他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物（t）	660 t	652 t	644 t	634 t	623 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項（第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、再生品の使用の推進と普及の拡大町民、事業者への再生品利用のPRの強化と協力要請を図るとともに、庁舎、公共機関においての再生品の利用、普及を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	カン	
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	
主として段ボール製の容器包装	ダンボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	牛乳パック、ダンボール以外の紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器プラ	

8 各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省庁で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	7t		6t		5t		5t		5t	
主としてアルミ製の容器	13t									
無色のガラス製容器	(合計) 23t		(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 20t		(合計) 19t	
	(引渡量) 23t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 22t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 21t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 20t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 19t	(独自処理量) 0t
	(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t	
茶色のガラス製容器	(引渡量) 16t	(独自処理量) 0t								
	(合計) 10t		(合計) 10t		(合計) 10t		(合計) 10t		(合計) 10t	
	(引渡量) 10t	(独自処理量) 0t								
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2t									
主としてダンボール製の容器	65t		63t		61t		59t		57t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 15t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 15t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 26t									
	(引渡量) 26t	(独自処理量) 0t								
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 67t									
	(引渡量) 67t	(独自処理量) 0t								
合 計	244t		240t		236t		233t		230t	

9 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法
過去の特定分別基準適合物の実績収集量から見込量算出の基となる増減率を設定した。
この増減率及び過去の実績収集量に、直近の動向を勘案し補正計算した上で算出する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

本町ではカン、BIN、古紙及び古纖維を資源化物とした分別回収を実施している。
今後、容器包装廃棄物の分別回収の実施に当たり、現行の収集体制を必要に応じ見直し、
対応していく。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 屬	スチール製容器	カン類		足柄東部清掃組合 (選別－圧縮－保管)
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス容器	BIN類	委託業者による 定期回収	足柄東部清掃組合 (一部選別－保管)
	茶色のガラス容器			
	その他のガラス容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック		民間再資源業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器	その他の紙製容器 包装		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製 容器包装	容器プラ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	プラスチックコンテナ	パッカー車 (委託)	東部清掃組合
アルミ製容器			トラック (委託)	
無色のガラス製容器	ビン	牛乳パック	パッカー車 トラック (委託)	民間再資源業者
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	無指定 (紐で縛る等)	パッカー車 トラック (委託)	民間再資源業者
ダンボール	ダンボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装			
P E T ボトル	P E Tボトル	無指定 (袋)	パッカー車 トラック (委託)	民間再資源業者
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）

町民や事業者の意見、要望を反映させて、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政が協力して、分別収集計画を整備するように指導する。